

事務連絡  
令和5年3月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用（案）について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する政令（令和5年国土交通省令第6号）に関する補足説明及び運用（案）を別紙1及び別紙2のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。

なお、同補足説明及び運用は、今後予定される宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の公布を踏まえ、改めてお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。